

東海市告示第42号

令和6年度東海市援護扶助費支給要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花田勝重

令和6年度東海市援護扶助費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び児童の保護者に対し、援護扶助費を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 身体障がい者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、同法第9条の規定により本市からの援護を受けているもので、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条）別表第5号に定める1級から6級までに該当するものをいう。
- (2) 知的障がい者 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において知能指数が75以下と判定され、愛知県療育手帳制度実施要綱（昭和49年4月1日施行）第7の規定により療育手帳の交付を受けた者のうち、知的障害者福祉法第9条の規定により本市からの更生援護を受けているものをいう。
- (3) 精神障がい者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた

者のうち、本市に住所を有するものをいう。

- (4) 要介護高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者のうち、要介護3以上と判定された65歳以上のもの又はこれに準ずる者と市長が認めた者をいう。
- (5) 児童 18歳以下の者（18歳の者にあつては、18歳に達する日の属する年度の末日までの者とし、同日以後引き続き学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。）で、愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの又はこれに準ずるものと市長が認めたものをいう。
- (6) 児童の保護者 児童の父若しくは母又は養育者をいう。

（支給要件）

第3条 援護扶助費は、東海市内に住所を有する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、要介護高齢者及び児童の保護者に支給する。ただし、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は要介護高齢者で、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する施設（母子生活支援施設を除く。）若しくは介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設を含む。）に入所し、又は児童福祉法第27条第2項の規定により指定発達支援医療機関に入院し、若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）に入院している場合
- (2) 身体障害者手帳の再認定年月日、及び療育手帳の再判定年月の末日の日の翌日から起算して3箇月、並びに精神保健福祉手帳の有効期限の日の翌日から起算して6箇月を超えている場合

(3) 要介護高齢者で前年（1月から5月までの間は、前々年）の所得が210万円を超えている場合

(4) 児童が市内に住所を有しない場合又は規則第3条第2項第1号、第3号若しくは第4号に該当する場合

(5) 児童の保護者及び同居の扶養親族等の前年（1月から10月までの間は、前々年）の所得が規則第6条の3第1項から第3項までの規定に定める額以上である場合

（援護扶助費の額）

第4条 援護扶助費の額は、月額を単位とし、別表第1のとおりとする。

（援護扶助費の支給申請）

第5条 第3条に規定する支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）が援護扶助費の支給を受けようとするときは、援護扶助費支給申請書に、市長が別に定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前年度以前に受給資格の認定を受けた者が当該受給資格を喪失し、又は変更することなく、引き続き当該年度において第3条に規定する要件に該当する場合その他市長が特に必要がないと認めた場合は、当該申請書又は添付書類の提出を要しない。

（受給資格の認定等）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、受給資格の有無を調査し、支給の認定をするときは、援護扶助費支給認定通知書により、支給を決定しないときは、援護扶助費支給認定却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前条ただし書の規定により同条の申請書の提出を要しない者は、当該申請に係る受給資格の認定を受けた者とみなす。

（援護扶助費の支給）

第7条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者に対し、第5条の規定による申請を受け付けた日の属する月の翌月から支給すべき理由が消滅した日の属する月まで援護扶助費を支給するものとする。

2 前項の規定による援護扶助費の支給月及び支給対象月は、別表第2のとおりとする。ただし、支給すべき事由が消滅した場合においては、支払期月にかかわらずその月までの分を支給することができる。

(援護扶助費の支給の変更)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により支給の認定をした者の支給要件等の変更により第4条に規定する援護扶助費の額に変更がある場合は、援護扶助費支給変更通知書を当該受給資格者に通知しなければならない。

2 前項の規定による援護扶助費の額に変更のある期日が、第7条の規定に基づく援護扶助費を既に支給している場合は、未支給分から援護扶助費の額を変更するものとする。

(援護扶助費の支給の停止)

第9条 身体障害者手帳の再認定年月日、療育手帳の再判定年月、精神障害者福祉手帳の有効期間及び介護認定の認定有効期間を過ぎても正当な理由なく必要な手続が行われない場合は、支給を停止することができる。

2 前項の規定により支給を停止したときは、援護扶助費支給差止通知書により当該受給資格者に通知するものとする。

(援護扶助費の支給の停止の解除)

第10条 市長は、前条の規定により援護扶助費の支給を停止した者の手続が行われ、第3条の支給要件に該当することとなったときは、援護扶助費の支給の停止を解除することができる。

2 前項の規定により支給の停止を解除したときは、援護扶助費支給差止解除通知書により当該受給資格者に通知するものとする。

(援護扶助費の管理)

第11条 受給資格者が第5条に定める申請並びに援護扶助費の受給及び管理（以下「申請等」という。）をすることができない事情にあるときは、当該受給資格者と同居している配偶者、親権を行う者、後見人その他当該受給資格者を現に監護している親族（以下「保護者」という。）が当該受給資格者に代わって申請等を行うことができる。

2 前項の規定により、受給資格者に代わって申請等を行う保護者は、市長に届け出なければならない。

(未支払の援護扶助費)

第12条 受給資格者が死亡した場合において、その者が援護扶助費の支給を受けていないときは、その者の配偶者又は扶養義務者で、その者の死亡の当時にその者と

生計を同じくしていたものに支給する。

- 2 前項の援護扶助費を支払うべき者の順位は、原則として配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、同一順位の者が複数いる場合は、当事者間で協議の上、市長に届け出なければならない。

(援護扶助費の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により援護扶助費の支給を受けていた者があるときは、その者に支給した扶助費の全部又は一部を返還させることがある。

(資格喪失等の届出)

第14条 受給要件に変更があった場合又は受給資格を喪失した場合は、援護扶助費資格変更届又は援護扶助費資格喪失届を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により受給資格を喪失した場合は、援護扶助費資格喪失通知書により当該受給資格者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種 類		支 給 額	
		当該年度の市民税のうち、均等割のみを課税された者（ただし、4月から5月までの間は、前々年分の所得税を課税された者）	当該年度において市民税を課税されなかった者（ただし、4月から5月までの間は、前々年分の所得税を課税されなかった者）
(1) 身体障がい者	1級から3級まで	3,100円	7,250円
	4級から6級まで	1,650円	3,950円
(2) 知的障がい者	A判定	3,100円	7,250円
	B判定	2,100円	5,200円
	C判定	1,650円	3,950円
(3) 精神障がい者	1級及び2級	3,100円	7,250円
	3級	1,650円	3,950円
(4) 要介護高齢者		3,100円	7,250円
(5) 児 童	児童数割額	1人につき	3,500円

備考

- (1)から(4)までの2以上の種類に該当する者は、それらのうちいずれか1つとする。ただし、(4)に該当する者は、(4)とする。
- (5)の者で(1)から(3)までのいずれかに該当するものは、(1)から(3)までのいずれか1つと併給できる。

別表第2（第7条関係）

種 類	支 給 月	支 給 対 象 月
(1) 身体障がい者	7月	4月分から7月分まで
(2) 知的障がい者	11月	8月分から11月分まで
(3) 精神障がい者		
(4) 要介護高齢者	3月	12月分から3月分まで
(5) 児童の保護者	5月	4月分
	7月	5月分及び6月分
	9月	7月分及び8月分
	11月	9月分及び10月分
	1月	11月分及び12月分
	3月	1月分及び2月分
	翌年5月	3月分